

報 道 資 料

平成21年7月17日
市長公室人事課
(内線 2103)

職 員 の 懲 戒 処 分 等 に つ い て

このことについて、下記のとおり処分等の発令をした。

記

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
人権啓発課 (大安寺人権文化センター) 主任	50	H21.7.17	停職4月	自治会より預かっていた現金などを私的目的に盗んだ	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号
人権啓発課 課長	56	H21.7.17	訓告	上記処分について、上司としての管理監督責任を問う	
収集課 技能職員	40	H21.7.17	停職4月	プロ野球観戦において飲酒し、帰宅途中で検問で道路交通法違反(酒気帯び運転)により検挙された	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号